

自由権規約委員会

通報番号 1421/2005

情状等を考慮せず自動的に死刑を適用することは生命の恣意的な剥奪にあたり、また、適正手続を欠く裁判によって死刑を科すことは非人道的な取扱いにあたるとした事例

通 報 者	Francisco Juan Larranaga
当 事 国	フィリピン
通 報 日	2005年8月15日
見 解 採 択 日	2006年7月24日
条 約 批 准 日	1986年10月23日
選 択 議 定 書 批 准 日	1989年8月22日

事案の概要

1 通報者は、1999年5月、6名の共犯者と共に、被害者Aに対する誘拐・監禁の罪により刑事裁判所で有罪判決を受け、reclusion perpetua（一定期間後仮釈放の可能性がある終身刑）を言い渡された。通報者はこの判決を不服として上告したが、最高裁は前審で無罪とされた被害者Bに対する誘拐・監禁・殺人・強姦の罪においても通報者を有罪と認め、Bに対する罪で死刑を言い渡したことから、通報者は、国内救済手続が尽くされたとして委員会に通報した。

通報者が主張する規約違反は以下のとおりである。

- 1) 1987年の新憲法が廃止した死刑制度を1993年に復活させたこと、また改正刑法が一定の犯罪に対して自動的に死刑を科し、情状酌量等による減刑を認めないことは、生命の権利（6条）の恣意的剥奪にあたる。
- 2) 以下の手続違反は、推定無罪を原則とする14条2項に違反する。
 - a) 通報者の有罪は、通報者に不利な証言をした共犯者の供述のみを証拠として認定されたが、この共犯者は、供述と引換えに釈

放されており、その供述は信用できない。

- b) アリバイの立証責任が全面的に通報者に負わされた上に、アリバイに関する弁護側の証人申請が「無関係で重要性がない」として却下された。
- 3) 裁判所は、被害者がフィリピン国内で影響力のある中国系フィリピン人であったことから、同コミュニティからの圧力を受けていた。また、被害者の叔母がエストラダ元大統領の秘書であったこと等から、外部からの圧力やマスコミの報道で裁判所に予断が与えられていた。この点は、裁判の独立と公正を規定する14条1項に違反する。
- 4) 以下の点は、防御の機会の平等等を保障する14条3項に違反する。
 - a) 通報者が用意した重要な証人が採用されなかった。
 - b) 最初の弁護人が法廷侮辱罪で逮捕・勾留され、後任の国選弁護人には反対尋問の準備期間が1日しか与えられなかった。その上、同弁護人は、他の共犯者の弁護人も兼務しているという利益相反の問題があった。そこで通報者が私選弁護人の選任を要求したが、選任のための裁判延期は認められないとして却下された。
- 5) 公判の裁判官と予審の裁判官の内、数名が同一人物だった点は、裁判の独立性・公平性を規定する14条1項に違反する。
- 6) 最高裁の手続にも多くの違反がある。まず、最高裁の裁判官の内2名が、控訴審と同一であり、さらに、被害者の大叔母が含まれていた。

また、刑事裁判所で無罪とされた点についても有罪の判決をしたにもかかわらず、通報者に弁論の機会が与えられなかった。

これらの点は、6条2項と14条に違反する。
- 7) 起訴から再審請求の却下まで7年10ヶ月という裁判遅延に合理的理由は認められず、9条3項、14条3項(c)、14条5項に違反する。

- 8) 適正手続の保障を欠く裁判で死刑を宣告することは、「生命の権利の恣意的な剥奪」にあたり6条に違反する。
- 9) 死刑執行の恐怖に長期間さらされていることは、「残虐な刑罰」を禁止した第7条に違反し、不適正な手続で投獄されている状態は「恣意的拘禁」を禁じた9条に違反する。
- 2 これに対し、当事国政府は以下のように反論した。
- 1) 1987年憲法は死刑を完全に廃止したわけではない。また一定の犯罪に死刑を自動的に適用することは、共謀が立証される限り重要な問題ではない。そもそも、被告人には十分なセーフガードが与えられているのであり、死刑の“自動的適用”は“恣意的適用”を意味しない。
 - 2) 共犯者の証言は他の証人の証言や物理的証拠とも一致して信用性が高い。
 - 3) アリバイの立証責任を被告人に負わせることは何ら不当ではない。
 - 4) 被告人の死刑判決はエストラダ元大統領退任から3年後で全く無関係であり、裁判官が予断を持っていたというのも推測にすぎない。
 - 5) 裁判所は迅速に裁判を行う義務があり、証人の数や反対尋問を制約することも正当化できる。同様に、裁判の延期を認めるかは完全に裁判所の裁量事項である。
 - 6) 捜査を担当したのは検察官であり裁判官ではないから、起訴段階の裁判官と公判の裁判官が同じでも裁判の公平には抵触しない。
 - 7) 最高裁は下級審判決を全面的に見直してその誤りを訂正する義務があり、これに対して上訴人に意見陳述の機会が与えられていれば、手続上の保障として十分であって、弁論を開く必要はない。
 - 8) 裁判遅延は、通報者が大勢の証人を申請する等、通報者の側の訴訟遂行に起因している。

委員会の見解

1 受理許容性について

本件は他の機関には係属していない。また、当事国政府は受理許容性に関しては特に反対を述べていない。

よって、本件は受理できる。

2 本案について

- 1) ある種の犯罪に対し、唯一の選択として死刑を自動的に適用して情状等を一切考慮しないことは、「生命の恣意的な剥奪」であり、第6条1項に違反する。
- 2) 当事国政府が死刑制度を復活させたという点については、現在は再び廃止されていることから、本件では検討しない。
- 3) アリバイの立証責任を被告人に課している国があるとしても、本件では、アリバイ立証のための証人のうち何名かが排除される一方で、本来きわめて慎重に扱うべき共犯者の証言を採用し、さらには裁判官の予断排除にも疑問があること等を考慮すると、本件裁判が「推定無罪の原則」を遵守していたとは言えず、14条2項に違反する。
- 4) 死刑が適用される事案では、裁判所は弁護人に、十分な準備期間を与えなければならない。したがって、本件で弁護人の期日延期の申請を認めず、事案を把握し検討する十分な時間を与えなかった点は、14条3項(b)(d)に違反する。
また、死刑が適用される事案においては、たとえ手続が遅延したとしても、被告人が自ら弁護人を選任する権利が尊重されなければならない。したがって、本件で私選弁護人選任の要求が却下された点は14条3項(d)に違反する。
- 5) 本件では、弁護人が申請した証人について、「無関係で重要性がなく」、また時間が限られているとの理由のみで申請が却下されている。確かに、事実認定や証拠の採用は国内裁判所の専権事項ではあるが、死刑という結果の重大性に鑑みると、検察側の証人は制限せず、

- 上記のような理由のみで弁護側の証人を制限している点は、14条3項(e)に違反する。
- 6) 下級審で判断されなかった点について、最高裁が弁論を開くことなく有罪の認定をして死刑を科した点は、判決の見直しの機会を通報者から奪うものであり、14条1項・5項に違反する。
- 7) 予審を担当した裁判官が公判を担当した点は、14条1項に違反する。
- 8) 裁判の遅延は、通報者ではなく裁判所に起因しており、第14条3項(c)に違反する。
- 9) 14条の基準を満たさない手続によって死刑を科し、いつ執行されるかわからない状態におくことは、非人道的取扱いを禁止した7条に違反する。
- 以上により本件は、規約6条1項, 7条, 14条1項, 2項, 3項(b)(c)(d)(e), 同5項にそれぞれ違反しており、当事国は通報者に対して死刑の減輕や仮釈放の早期検討を含む効果的な救済を提供し、かつ、将来同様の違反行為を防止する義務を負う。

(担当：小豆澤史絵)